

決算報告及び保健事業のお知らせ

期間：令和2年4月1日～令和3年3月31日

7月14日 トーハツ健康保険組合会を书面審議により開催、全会一致で承認可決されました。

【一般勘定】

令和2年度の経常収支は、2,969万円の黒字決算となりました。

令和2年度の決算の大きな特徴は、単年度経常収支で黒字になったことです。

要因は保険料収入が2億7618万円となり、保険給付費が昨年度比1,448万円減少したことによるものです。しかしながら納付金は昨年比1,112万円増加となっています。

保険料率は、平成27年度以降皆様のご理解の下、100.0/1000で運営させて頂いております。

トーハツ健康保険組合過去5年間の推移

単位(千円)

	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	
保険料率(調整保険料率含む)	100.0/1,000	100.0/1,000	100.0/1,000	100.0/1,000	100.0/1,000	
総収入(千円) 【A】	263,414	290,536	293,516	288,313	342,202	
(内 別途積立金)(千円)	0	0	0	5,000	50,000	
(内)保険料収入(千円)	252,666	276,186	282,805	272,305	266,949	
総支出(千円) 【B】	233,223	222,483	226,528	217,543	300,369	
給付費	被保険者(千円)	58,171	51,552	59,491	40,576	45,031
	被扶養者(千円)	40,914	47,704	57,240	50,392	65,744
	高齢者(千円)	4,328	5,691	2,344	2,271	1,855
	高額療養費(千円)	259	512	871	392	540
合計(千円)	103,672	105,459	119,946	93,631	113,170	
納付金(千円)	96,758	82,063	70,939	90,287	156,819	
保健事業費(千円)	20,939	21,610	21,883	18,387	18,274	
A-B 差引決算残金(千円)	30,191	68,053	66,988	70,770	41,833	
当該年度経常収支額(千円)	29,690	66,473	67,518	68,017	-23,037	

【介護勘定】 (対象40歳以上の被保険者及び被扶養者)

収入の部			支出の部		
(単位 千円)			(単位 千円)		
科 目	令和2年度	令和元年度	科 目	令和2年度	令和元年度
介護保険収入	23,698	21,552	介護納付金	33,490	29,877
繰越金	140	3,294			
繰入金	9,565	5,016			
補助金	88	291			
収入合計	33,491	30,153	支出合計	33,490	29,877

令和2年度の収支は 810 円の黒字になりました。

介護保険料率は 14.0/1000 (令和3年度より 18.0/1000)

令和3年度の保健事業(行事)日程

【定期健康診断】

板橋地区	10月29日(金)	1日間
川口地区	10月22日(金)・25日(月)	2日間
駒ヶ根地区	7月8・9・12・13 //4日間実施済 (トーマツマリーナ(株)被保険者)	
	12月2日(木)・3日(金) (駒ヶ根工場該当者及び未受診者)	2日間
大阪地区	11月以降順次	

【インフルエンザ集団接種及び費用補助】

板橋地区	11月19日(金) 午前
川口地区	11月19日(金) 午後
駒ヶ根地区	10月中に実施予定
	被保険者及被扶養者(配偶者)で希望者対象 (後日連絡)
	又、予防接種の補助金額につきましても、2,500円迄とします。(例年通り)
	申請期間及び対象者 10月1日～翌年1月末日迄に接種して下さい。

尚、新型コロナワクチン接種と同時期には接種できません。

一方のワクチンを接種してから2週間の間隔をあける必要がありますので、予約の際にはお気をつけてください。

コロナワクチン接種後のインフルエンザ接種が、望ましいとの事です。

【歯科健診】 12月に各事業所で実施予定

配偶者主婦（被扶養者）の健康診断

【板橋・川口地区】

例年実施しております巡回レディース健診（同友会主催）にて申込みが可能な他、労働保健協会による配偶者健診（来所健診）も11月に2日間予定します。（後日詳細連絡）
又、ご自身でのお申込みでの健診（人間ドッグ）も例年通り実施しておりますので、いずれかの健診を是非とも受診願います。

（健診はどちらか1回だけです。重複して受診できません）

尚、同友会主催の巡回レディース健診案内は、被扶養者として該当されているご自宅に7月中旬に郵送致しますので、ご一読の上申込手続きをお願い致します。

【駒ヶ根地区】

先般ご案内させて頂いた通り、日本健診財団長野支部・ほたるの里健診センター（長野県上伊那郡辰野町辰野 1477-6）での健診を予定しております。

被扶養者として該当されております配偶者様宛に、当健康保険より既にご案内が届いているかと思しますので申込用紙に必要事項記載の上、ご提出願います。

報告事項（新規保険証の発行）

健保だより等でご案内していた通り、新規保険証を発行致しました。

新旧の保険証の交換業務を実施しておりますが、未だ交換されていない方がおりましたら、至急トーハツ健康保険組合又はトーハツマリーン(株)総務課・駒ヶ根工場総務課で、手続きをお願い致します。

令和3年度 健康ウォーキング 3か月間 実施のお知らせ

(後日詳細及び参加申込書掲載)

恒例になりました健康ウォーキングキャンペーンを、今年度も実施致します。

ウォーキングは手軽で健康づくりに効果的運動であり、様々な生活習慣病の元凶を防ぐのに最適です。

1日、8,000歩以上のウォーキングで効果的な運動になるだけでなく、医療費の節約にも繋がります。

皆様の運動不足の解消・体力づくり・健康増進に良い企画なのでこの機会に是非ともご参加をお待ちしております。

今年度も商品の代わりに歩いた歩数に応じた常備薬購入時の補助金として実施します。

尚、今年度より駒ヶ根地区の開始時期が変更になり、8月～10月までの3か月間となりますのでご承知おき下さい。

在京地区及び大阪地区は、従来通り9月～11月までの3か月間

対 象 者 : 当健康保険組合の被保険者及び被扶養者(配偶者)で参加希望者

募 集 期 間 : 開始日前迄に「参加申込書」を健保組合迄提出して下さい。
各部署及び各課でまとめて提出お願いします。
駒ヶ根地区の方は、総務課経由でお願いします。

実 施 期 間 : 令和3年9月1日(水)～11月30日(火) 在京・大阪地区間
令和3年8月1日(日)～10月31日(日) 駒ヶ根地区

実 施 方 法 : 1日の歩行距離をウォーキングマップ(記録表)に記入して下さい。
3か月間の合計歩行数

常備薬購入時の補助金額 : 期間内に「記録表」を提出された方(但し、30日以上記録)に

100万歩以上	完歩賞	(2,000円)
80万歩以上100万歩未満	健歩賞A	(1,500円)
50万歩以上80万歩未満	健歩賞B	(1,000円)
25万歩以上50万歩未満	参加賞	(500円)

そ の 他 : 万歩計の贈呈及び貸与は致しません。ご自身でご用意願います。
個人でお持ちの携帯電話スマホ等の万歩計のアプリをご利用して下さい。

担 当 : トーハツ健康保険組合 宇田川(内線228)